様式第4号（第5条関係）

　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　 　月　 　日

　　　　　　　　　　　様

三股町長　 木 佐 貫　辰 生

三股町暖房用等燃料費高騰対策支援金交付決定兼確定通知書

　　令和　　年　　月　　日付けで交付申請のあった三股町暖房用等燃料費高騰対策支援金については、三股町暖房用等燃料費高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定し、確定したので通知します。

記

１　交付決定額　　　金 　　　　　　　　　　円

２　交付確定額　　　金 　　　　　　　　　　円

　３　交付決定及び交付確定の取消条件

　（１）申請者は、この支援金交付に関する書類等を整備し、支援金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

　（２）申請者は、前号の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

　（３）申請者が暴力団関係者であると判明した場合、また、この支援金等の使途、その他について適当でないと認めたときは、決定を取消し、又は支援金の全部又は一部の返還を命ずることがある。